第三十八条第一項第二号中「四分の二」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「八十万円」を「百二十万円」に、「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第五号ロ」を「、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同項第三号中「四分の三」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第五号ロ」を「、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同項第六号中「四分の六」を「十分の十七」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「四分の五」を「十分の十二」に改め、同号ロ中「部分を除く。）」の下に「、次号ロ又は第八号ロ」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　次のいずれかに該当する者　十分の十三

イ　合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

八　次のいずれかに該当する者　十分の十五

イ　合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第三十八条第一項第四号中「四分の四」を「十分の十」に改め、同号イ中「前三号」を「前各号」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　次のいずれかに該当する者　十分の九

イ　当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

第三十八条第六項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に、「すべての市町村に係る同項第一号若しくは第二号又は第三号に該当する」を「同項第七号の基準所得金額未満の額であって、全ての市町村に係る同項第六号に該当することとなる」に、「にそれぞれ四分の二又は四分の一を乗じて得た数と、すべて」を「と、全て」に、「同項第五号又は第六号」を「同項第七号」に改め、「にそれぞれ四分の一又は四分の二を乗じて得た数」を削り、同条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7　第一項第七号の基準所得金額は、全ての市町村に係る第一号から第三号までに掲げる規定に該当する第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数と、全ての市町村に係る第四号及び第五号に掲げる規定に該当することとなる第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

一　第一項第一号　十分の五

二　第一項第二号及び第三号　十分の二・五

三　第一項第四号　十分の一

四　第一項第六号及び第七号　十分の二・五

五　第一項第八号及び第九号　十分の六

8　第一項第八号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額を超える額であって、全ての市町村に係る同項第八号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第九号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

第三十九条第一項中「第六号に」を「第九号に」に改め、同項第一号中「四分の二」を「十分の五」に改め、同号イ中「ものを」を「者を」に改め、同号ハ中「又は第六号ロ」を「、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

第三十九条第一項第二号中「四分の二」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「八十万円」を「百二十万円」に、「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第六号ロ」を「、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同項第三号中「四分の三」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第六号ロ」を「、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同項第七号中「掲げる」を「定める」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「掲げる」を「定める」に改め、同号ロ中「部分を除く。）」の下に「、次号ロ又は第九号ロ」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　次のいずれかに該当する者　前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ　合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

九　次のいずれかに該当する者　前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ　合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）